

銀行振込（バーチャル口座）サービス利用規約

第1章 通則

（適用範囲）

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、銀行振込（バーチャル口座）サービスに係る PG マルチペイメントサービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下単に「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。

（用語の定義）

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- （1）銀行振込（バーチャル口座）決済 商品の売買契約等について、その代金等の決済のときに、バーチャル口座（第3号において定義する）によって決済を完了させること
- （2）銀行振込（バーチャル口座）サービス PG が提供するバーチャル口座決済による商品の代金等の決済に関するデータ処理及び当該代金の支払いなどを実施するサービスであって、本規約が定めるもの
- （3）バーチャル口座 買主の甲に対する通信販売による商品の代金等の支払いに充てるため、PG が甲の指示に応じて割り当てる銀行口座の番号であって、PG 指定の銀行口座に紐づくもの
- （4）バーチャル口座決済事業者 本決済事業者のうち、バーチャル口座を PG に提供する金融機関

（銀行振込（バーチャル口座）サービスに関する本サービスの内容）

第3条 甲は、甲が通信販売をする商品を買った買主が、代金の決済を銀行振込（バーチャル口座）決済によって行う旨の意思表示をした場合、PG に対し、インターネット回線を通じた PG 所定の方法により買主が払うべき代金額、買主のメールアドレス、甲指定の入金期限その他 PG 所定の情報を通知したうえでバーチャル口座の割当てを依頼し、PG はこれを受けて、当該代金決済のためのバーチャル口座を割当てて、

2. PG は、甲の買主に対し、金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義人の名称（以下、総称して「バーチャル口座情報」という）を電子メールにより通知する。
3. PG は、割当てたバーチャル口座に入金があった場合、これを管理するためのデータ処理を行い、甲に通知する。
4. PG は、買主が海外送金を用いたバーチャル口座への入金に関して、銀行振込（バーチャル口座）サービスを提供しないものとし、甲はこれに異議を述べない。
5. バーチャル口座の口座名義人の名称は、第8条又は第9条に定める場合を除き、「PG」又は「GMO-PG」とする。
6. バーチャル口座は、甲が専有するものではなく、PG の銀行振込（バーチャル口座）サービスを利用する加盟店に PG が管理する口座番号を任意に割当ててものとする。ただし、1つのバーチャル口座が同一時期に複数の買主に向けて割り当てられることはなく、また、第8条又は第9条に定める特則には本項の定めは適用しない。

（銀行振込（バーチャル口座）サービスに関する本サービスの利用）

第4条 甲が銀行振込（バーチャル口座）サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出した後、銀行振込（バーチャル口座）サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び銀行振込（バーチャル口座）サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、銀行振込（バーチャル口座）サービスが本サービスに追加される。甲は、通知された当該提供開始日以降、銀行振込（バーチャル口座）サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。なお、甲への銀行振込（バーチャル口座）サービスの提供可否の判断は PG の裁量により行うものとし、提供しないと判断し、これを甲に通知した場合であっても、PG はその理由を開示する義務を負わない。

2. 買主の甲に対する商品代金支払債務は、PG が割り当てたバーチャル口座に買主が支払った商品代金の入金が完了した時点をもって消滅するものとし、甲はこれに異議を述べない。

（銀行振込（バーチャル口座）サービスの利用の対価）

第5条 甲は、銀行振込（バーチャル口座）サービスの利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

（甲の遵守事項に関する特則）

第6条 甲は、バーチャル口座決済事業者が別途定める規定を遵守するものとする。

2. 甲は、第3条に基づき PG が割り当てたバーチャル口座情報及び入金期限並びに第3条第4項に関する違反情報を正確に買主に通知しなければならない。通知した口座情報及び入金期限の誤り又は第3条第4項によって生じた買主との商品代金の支払いに関する問い合わせ等の一切について、PG は何ら責任を負わない。
3. 甲は、買主に対し、口座情報及び第3条第4項に関する違反情報の有無を確認させ、誤ったバーチャル口座への入金又は海外送金による入金をしないよう周知、徹底しなければならない。買主の責めに帰すべき事由による誤ったバーチャル口座への入金及び海外送金による入金について、PG は一切関知しない。但し、PG 所定の方法による組戻しが可能な場合は、この限りではなく、買主が、組戻しを指示した金融機関所定の組戻手数料を負担したうえで、組戻しを行うものとする。
4. PG は、割り当てたバーチャル口座に入金があった金額を甲に引渡せば足りるものとし、買主がバーチャル口座に代金支払がなされること、その金額が代金額と一致することを何ら保証するものではない。買主による代金の不払い又は代金額の誤りに起因する買主との問い合わせ等については、甲が自己の費用と責任をもってこれを解決するものとし、PG に一切の迷惑をかけない。

(引渡金の支払等に関する特則)

- 第7条 PGは、第3条各項の手続によって割当てたバーチャル口座に入金があった場合、当該代理受領した当該金額から第5条に定めるPG所定の手数料及び振込手数料並びにこれらに対する消費税等相当額を控除した残額(以下「引渡金」という)を、本申込書等に記載の支払期限に従って、甲が指定した銀行口座へ振り込む方法により支払う。但し、PGは、甲が他の決済方法に関して本サービスを利用している場合には、当該他の決済方法に係る支払と合算して支払うことができる。
2. バーチャル口座に入金された金員に利息は生じない。
 3. PGは、割り当てたバーチャル口座を提供している金融機関に、支払不能若しくは支払停止が生じ又は破産、民事再生、会社更生、特別清算、特定調停等の法的債務整理手続開始等の事情が生じ、PGが当該金員に係る預金返還請求権を行使できなくなった場合、買主がバーチャル口座に代金の支払をし、入金が完了した場合であっても、PGは引渡金の支払義務を負わない。
 4. 前項の場合、甲は買主に対して商品代金等の支払いを請求してはならない。
 5. 前二項に定めるもののほか、引渡金の支払、支払留保又は返金については利用規約第38条、第39条及び第40条の定めに従う。

(三井住友銀行 バーチャル口座専有型に関する特則)

- 第8条 第3条の定めにかかわらず、甲がPGに対し銀行振込(バーチャル口座)サービスのうち、三井住友銀行のバーチャル口座専有型サービスを指定した場合、PGは甲に対し、甲のみが使用できるバーチャル口座を提供する。
2. 甲がバーチャル口座専有型を利用する場合であって、買主ごとにバーチャル口座を割当て、これを都度変更しない場合、銀行振込(バーチャル口座)サービスの内容は次のとおりとし、本項に定めがない事項については、矛盾抵触しない限り、第3条の定めを準用する。
 - (1) 甲は、甲が通信販売をする商品を買った買主が、代金の決済を銀行振込(バーチャル口座)によって行う旨の意思表示をした場合、甲が買主に対し、インターネット回線を通じたPG所定の方法により、買主に対し、当該代金決済のためのバーチャル口座を、予めPGから購入したバーチャル口座の中からそれぞれ割当てる。
 3. 甲がバーチャル口座専有型を利用する場合であって、取引ごとにバーチャル口座を割り当てる場合、銀行振込(バーチャル口座)サービスの内容は、第3条第1項ないし第4項のとおりとする。
 4. 甲は、バーチャル口座専有型サービスを指定した場合、第3条第5項の定めにかかわらず、PG所定の仕様にしたがって、バーチャル口座の口座名義人の名称を変更するものとする。

(GMO あおぞらネット銀行 バーチャル口座に関する特則)

- 第9条 第3条の定めにかかわらず、甲がPGに対し銀行振込(バーチャル口座)サービスのうち、GMO あおぞらネット銀行のバーチャル口座サービスを指定した場合、PGは甲に対し、甲のみが使用できるバーチャル口座を提供する。
2. 甲がGMO あおぞらネット銀行のバーチャル口座を利用する場合であって、買主ごとにバーチャル口座を割当て、これを都度変更しない場合、銀行振込(バーチャル口座)サービスの内容は次のとおりとし、本項に定めがない事項については、矛盾抵触しない限り、第3条の定めを準用する。
 - (1) 甲は、甲が通信販売をする商品を買った買主が、代金の決済を銀行振込(バーチャル口座)によって行う旨の意思表示をした場合、甲が買主に対し、インターネット回線を通じたPG所定の方法により、買主に対し、当該代金決済のためのバーチャル口座を、予めPGから購入したバーチャル口座の中からそれぞれ割当てる。
 3. 甲がGMO あおぞらネット銀行のバーチャル口座を利用する場合であって、取引ごとにバーチャル口座を割り当てる場合、銀行振込(バーチャル口座)サービスの内容は、第3条第1項ないし第4項のとおりとする。
 4. 甲は、GMO あおぞらネット銀行のバーチャル口座サービスを指定した場合、第3条第5項の定めにかかわらず、PG所定の仕様にしたがって、バーチャル口座の口座名義人の名称を変更するものとする。
 5. 前項の定めによって口座名義人の名称を変更する場合、甲は、以下の各号に定める事項を遵守するものとする。
 - (1) 当該口座名義が、①甲の法的に正しい商号、②甲が提供する商品のうち、当該バーチャル口座を利用してその代金等を受領する商品の名称(かかる商品の名称が変更された場合は、当該変更後の商品の名称とする)のいずれかを含むものに限定すること。
 - (2) 当該バーチャル口座を直接又は間接を問わず、また方法又は態様の如何を問わず第三者に使用させないこと、第三者のために使用しないこと、及び本サービスの利用以外の目的のための使用しないこと。

(事後効)

- 第10条 本利用契約のうち、銀行振込(バーチャル口座)サービスに関する本サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第7条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けない。

第2章 銀行振込(バーチャル口座)決済(CtoC)サービスに関する特則

(適用範囲)

- 第11条 本特則の規定は、本規約第1章に付加し、銀行振込(バーチャル口座)決済(CtoC)サービスに係る甲の通信販売に関して適用される。本特則に定めのない事項(用語の定義を含む)については第1章の定めによるものとし、本特則の定めと第1章の定めとが矛盾抵触する場合には本特則の定めによる。

(用語の定義)

- 第12条 本章における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- (1) 出店者

甲との間で甲の運営するインターネット上のショッピングモール、マーケットプレイス等(以下「甲モール」と総称する)の使

- （２） 甲モール使用通信販売 用を目的とする契約（以下「出店契約」という）を締結している個人
出店者を売主とする通信販売であって、甲との間の出店契約に基づき甲モールを使用して締結されるもの
- （３） 銀行振込（バーチャル口座）決済（CtoC） 出店者を売主とする商品の代金等の決済のときに、バーチャル口座によって決済を完了させること
- （４） 銀行振込（バーチャル口座）決済（CtoC）サービス 銀行振込（バーチャル口座）決済（CtoC）において、PG が提供する銀行振込（バーチャル口座）決済サービスであって、本規約が定めるもの

（出店者の通信販売についての利用）

- 第 13 条 利用規約の定めにかかわらず、甲は、利用規約第 1 章及び本規約の定めに従って甲モール使用通信販売について銀行振込（バーチャル口座）決済（CtoC）サービスに関する本サービスを利用することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲が特定の出店者の甲モール使用通信販売に関して銀行振込（バーチャル口座）決済（CtoC）サービスに関する本サービスを利用することができる状態になった後に、当該出店者の甲モール使用通信販売に関して銀行振込（バーチャル口座）決済（CtoC）サービスに関する本サービスの利用を認めない旨の通知が PG から甲へなされた場合、甲は、当該通知を受けた日の翌日以降（PG から当該出店者の甲モール使用通信販売に関する銀行振込（バーチャル口座）決済（CtoC）サービスに関する本サービスの最終利用可能日時 of 通知を受けた場合には、当該最終利用可能日時の経過後）、当該出店者を売主とする甲モール使用通信販売に関しては銀行振込（バーチャル口座）決済（CtoC）サービスに関する本サービスを利用することができない。
3. PG は、前項の通知に係る出店者を売主とする甲モール使用通信販売に関して銀行振込（バーチャル口座）決済（CtoC）サービスに関する本サービスの利用を認めない理由を甲及び当該出店者のいずれに対しても開示する義務を負わない。PG は、同項の通知によって当該通知に係る出店者の甲モール使用通信販売に関して甲が銀行振込（バーチャル口座）決済（CtoC）サービスに関する本サービスを利用できなくなったことに関して、甲及び当該出店者のいずれに対しても、法律構成又は名目の如何にかかわらず、一切責任を負わない。
4. 出店者から当該出店者及びその甲モール使用通信販売に関する情報が甲及び PG によって取扱われる場合があることについて予め同意を得ることができない場合、甲は、当該出店者を売主とする甲モール使用通信販売について銀行振込（バーチャル口座）決済（CtoC）サービスに関する本サービスを利用してはならない。

以上